

次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び徳島市病院局契約規程第1条により準用される徳島市契約規則（平成3年徳島市契約規則第5号）第5条の規定に基づき公告します。

平成28年9月29日

徳島市病院事業管理者 曾根 三郎

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務名

徳島市民病院包括業務委託

### (2) 業務内容（詳細は仕様書を参照のこと。）

ア 統括マネジメント業務

イ 病院施設維持管理業務

（ア）施設・設備保守管理業務

（イ）保安警備業務

（ウ）清掃業務

（エ）医療ガス保守点検業務

ウ 医療関連サービス業務

（ア）リネン・ベッド管理業務

（イ）滅菌管理業務

（ウ）医療機器管理業務

（エ）医療事務業務

（オ）給食業務

エ 薬品・診療材料の調達、物品管理・物流業務

（ア）薬品・診療材料の調達業務

（イ）物品管理・物流業務

### (3) 履行期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの期間

### (4) 履行場所

徳島県徳島市北常三島町2丁目34番地 徳島市民病院

## 2 入札手続の種類

本件入札は、入札価格と入札者の提示する技術、業務運営の仕組み、手法等の提案とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札の方式をとる。

### 3 入札に参加する者の構成等

- (1) 入札への参加は、単独企業又は複数企業で構成されるグループのいずれの形態でも認める。
- (2) グループを構成し参加する場合は、入札参加資格確認の申請を行うにあたり、1社を代表企業として選定し、当該代表企業が受注者となる形態とすること。また、入札手続きは、当該代表企業が行うこと。なお、代表企業（受注者）を通じて間接的に業務を請け負うグループ業者を協力企業と呼ぶ。
- (3) 単独参加、グループ参加いずれの形態においても、落札者決定後、事業運営者としての機能を十分に発揮するための組織体制を組成することを念頭に置くこと。
- (4) 本事業において各個別業務の目的を完遂するための事業運営者として機能を発揮するにあたり、業者選定手続終了後において、新たに共同企業体の設立を行うことについての考え方を妨げない。なお、共同企業体設立に係わる協定書の作成については、病院と協議するものとする。

これらに付随する事項で疑義が生じた場合は、別途協議とする。

### 4 入札に参加する者に必要な資格及び応募の制限

- (1) 入札参加資格確認申請の際に提示した協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合において、病院側が認めたときはこの限りではない。
- (2) 代表企業及び協力企業は、平成23年度以降、それぞれが担当する業務において、当院と同等規模以上（一般病床300床以上）の病院における受託実績を有する者であること。ただし、統括マネジメント業務に当たる者については、平成23年度以降に当院と同等規模以上の病院において、当該業務の受託実績を有する者の他、その他の業務（1(2)イ～エに掲げる業務）の受託実績を有する者をもって可とする。また、統括マネジメント業務に当たる者を複数置く場合には、そのうちの一者が当該要件を満たしていることで可。

なお、次のいずれかに該当する者は、代表企業又は協力企業となることはできない。

ア 施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 本市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止又は指名回避等の措置を受けている者。

ウ 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納している者。

エ 破産法に基づく破産の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、会社法に基づく会社の特別清算の申立て及びその他の類似手続の申立てがなされている者。

オ 担当する業務において、医療法施行規則第9条の9、第9条の10及び第9条の13から9条の15に定める基準に適合しない者並びに警備業法第4条に基づく認定を受けていない者。

カ 徳島市暴力団等排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けている者及び同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。

- (3) 代表企業及び協力企業について、3期連続で純損失を計上しているか、又は直近の決算期末において債務超過であることにより、委託業務の健全性に悪影響を与えるものと認められる場合には、必要な調査審議を行う。
- (4) 入札に参加しようとする者の構成員（代表企業及び協力企業）と、他の入札参加者の構成員を兼ねることはできない。また、他の入札参加者の構成員との関係が次のア～ウのいずれ

かに該当する場合も同様とする。

ア 資本関係

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合。

5 総合評価の方法

(1) 入札参加資格を満たす者で、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者の中から、別紙「落札者決定基準」により算出される評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 業務運営提案の内容

業務運営提案として提案又は提示を求める事項は、入札説明書において示す。

(3) 評価値の最低基準値を設定するものとし、評価値が最低基準値を下回る場合は、失格とする。

(4) 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。(くじの日時及び場所については、別途指示する。)

6 申請手続き等

(1) 申請書、入札説明書、仕様書等の交付期間及び方法

平成28年9月29日(木)から平成28年10月28日(金)までの間、下記の担当部局で配布する。(配布については土・日曜、祝日を除く。)

- ・郵送又は電送(ファクシミリ、電子メール等)による交付は行わない。
- ・担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。

[担当部局]

〒770-0812

徳島県徳島市北常三島町2丁目34番地

徳島市民病院 事務部 総務管理課

電話088-622-9326

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、総合評価一般競争入札参加資格確認申請書(添付書類を含む。以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について病院事業管理者の確認を受けなければならない。

ア 提出方法

持参により提出すること。郵送又は電送(ファクシミリ、電子メール等)による提出は受け付けない。

イ 提出期間等

平成28年10月20日(木)から平成28年10月28日(金)まで(ただし、土・日曜を除く。 )。

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。

ウ 提出部数

1部

エ 提出先

前記の担当部局

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

(3) 参加資格の確認と決定

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果については、平成28年11月2日(水)までに書面で通知する。

7 入札説明会及び現場説明会

入札説明会は実施しない。現場説明会は、8の質疑の状況に応じ、必要がある場合に実施する。

8 入札説明書等に対する質疑

(1) 入札説明書等に対する質疑がある場合は、電子メールによること。このとき電子メールのタイトルは「徳島市民病院包括業務委託に係る質問書(事業者)」とし、電子メール発信後、「事務部 総務管理課」まで電話連絡し、質問書の到着確認をすること。

ア 受付期間

平成28年9月29日(木)から平成28年12月2日(金)まで(ただし、土・日曜、祝日を除く。 )。

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出先

前記の担当部局

電子メール: kanri@hosp.tokushima.tokushima.jp

(2) (1)の質疑に対する回答

ア 質問に対する回答

平成28年10月13日(木)から平成28年12月21日(水)まで。

イ 回答方法

本市ホームページで公表する(質問者名は公表しない。 )。

9 入札の執行

(1) 入札の方法

6(3)の通知により入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札書(入札価格内訳書を含む。 )及び業務運営提案書(添付書類を含む。 以下同じ。 )を提出するものとする。

また、落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)

をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行の日時及び場所

日時：平成28年12月22日(木)午前10時

場所：徳島県徳島市北常三島町2丁目34番地

徳島市民病院 3階 会議室1

(3) 提出方法

持参して行うこととし、郵送及び電送(ファクシミリ、電子メール等)によるものは認めない。代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。

入札書及び入札価格内訳書は一つの封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、申請する業務名及び入札書在中の旨並びに入札参加者名を記載する。また、業務運営提案書は、入札書とは別の封筒に入れ、業務名及び業務運営提案書在中の旨並びに入札参加者名を記載する。

## 10 ヒアリングの実施

提出された業務運営提案書について、必要に応じてヒアリングを行うものとする。その場合の実施日時及び場所については、入札参加者の代表者に通知する。

## 11 開札等

(1) 入札書は9(2)の入札の終了後、入札者立ち会いのもとで直ちに開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。また、入札価格内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。

(2) 提出した入札書及び入札価格内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した業務運営提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 入札書、入札価格内訳書及び業務運営提案書は、返却しないものとする。

## 12 入札の無効

(1) 9(3)の方法によらないで提出された入札書及び入札価格内訳書は、これを無効とする。

(2) 徳島市病院局契約規程第1条により準用される徳島市契約規則第13条及び病院局総合評価一般競争入札心得第5条に定めるもののほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とする。なお、入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する入札参加資格を満たさなくなった場合は、入札参加資格のない者に該当するものとする。

(3) 入札価格内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている等事業を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。入札価格内訳書が添付されていない場合も、当該入札書は無効とする。

(4) 業務運営提案書の提出がない場合((3)の規定により無効となった場合を含む。)は、当該業者の入札書は無効とする。

1.3 予定価格（税抜き）

3,421,217,000円

1.4 その他

(1) 入札のとりやめ又は延期

特別の理由がある場合は、入札をとりやめ、又は延期することがある。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 最低制限価格（税抜き）

開札後に公表する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約の解除

提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。

(7) 入札者等に求められる義務

申請書等、入札書、業務運営等に関し説明を求められた申請者及び入札者は、これに応じなければならない。

(8) その他

その他、地方自治法、地方自治法施行令、徳島市契約規則、病院局総合評価一般競争入札実施要綱、病院局総合評価一般競争入札心得等に従うこと。また、詳細は入札説明書による。

以上

## 落札者決定基準

入札参加資格を満たす者で、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対して、以下により算出される評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最低基準値を設定するものとし、評価値が最低基準値を下回る場合は、失格とする。

$$\text{評価値} = (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \times 10^{10} \text{ (値は小数点以下を切り捨てる)}$$

$$\text{最低基準値} = (\text{基礎点} + \text{加算点} \div 2) \div \text{予定価格} \times 10^{10} \text{ (値は小数点以下を切り捨てる)}$$

基礎点：入札参加資格を満たす者で、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に500点を与える。

加算点：業務運営提案等について、下記の評価基準に基づき評価された得点(500点満点)を加算点として与える。

最低基準値：加算点の2分の1以上を取得することを前提とする。

評価区分	評価項目	評価内容等	配点		
1 事業理念・方針	市民病院の役割等についての理解及び事業理念・基本方針	・医療情勢及び地域における市民病院の位置づけ、役割等についての理解度並びにそれらを踏まえた事業実施の理念・方針を評価する。	20	20	
2 運営管理	(1) 包括委託の効果	委託業務の包括化による効果創出のイメージ及び具体的な対応内容	・複数の業務を包括化して委託することにより、業務の効率化、質の向上等が図られる体制を評価する。特に、コスト縮減が図られる体制を高く評価する。	20	20
	(2) 業務の適正な履行及び水準の確保	職員配置、経験者・有資格者配置の考え方、職員配置計画	・各業務の職員配置、経験者、有資格者の配置(仕様書で求めている者以外)についての考え方及び具体的な計画を評価する。	20	180
		事業全体の統括的なマネジメントがなされる仕組み	・明確な指揮命令系統が構築され、適時・適格に業務への対応が行える仕組みについての考え方を評価する。	20	
		業務水準を適正かつ安定的に維持するための体制	・マニュアルや基準書整備等、業務水準を適正かつ安定的に維持するための体制についての考え方を評価する。	20	
		委託業務に携わる職員の教育・研修体制	・業務や接遇、医療事故防止、感染管理等にかかる教育・研修の内容及び実施体制を評価する。	20	
		苦情処理の体制	・苦情処理体制及び業務改善の考え方を評価する。	20	
		自主検査体制	・業務の質や水準を測るための自主検査・セルフモニタリング等の方法及び体制、検査結果等に対する対応についての考え方を評価する。	20	
		病院職員との連携・信頼関係構築のための体制	・病院との連絡方法、緊急対応、定期的な協議会開催等、病院職員との連携関係構築のための体制についての考え方を評価する。	20	
		衛生管理、感染予防等の体制	・仕様書に記載した以外の衛生管理、感染予防等の体制を評価する。	20	
		個人情報保護、人権擁護の体制	・仕様書に記載した以外の個人情報保護、患者の人権擁護の体制を評価する。	20	
(3) 非常時の対応	危機管理体制	・地震等の災害によりライフライン等が途絶した場合等に病院機能を維持していくための体制及び経営上の理由等により代表企業及び協力企業において業務の継続が困難となった場合等の危機管理体制を評価する。	20	20	

	(4) その他の提案	その他、運営管理面での提案	・質の高いサービスを確保しつつ、効率的な病院運営を行うための運営管理面での提案等(上記審査項目以外)を評価する。	20	20
3 業務の品質	(1) 業務実績等	同等規模以上の病院等における業務実績	・平成23年度以降における代表企業、協力企業の業務実績を評価する。 特に、病院の安定経営や患者サービスに影響の大きい、統括マネジメント業務、調達業務、医事業務、給食業務について重視する。	20	30
		品質ISO、環境ISO等の認証取得の状況	・代表企業及び協力企業のISO9001、14001、エコアクション21等の認証取得状況を評価する。 (登録証等の写しを添付すること)	10	
	(2) 個別業務ごとの課題への対応	施設・設備保守管理業務について、施設設備の機能・性能維持、ライフサイクルコスト縮減の方法	・長期にわたって施設・設備の機能・性能を維持するための提案を評価する。 ・光熱水費の削減及び環境負荷低減のための提案を評価する。	20	90
		保安警備、院内清掃及び給食業務について、患者満足度向上のための提案	・患者満足度向上のための取り組みの内容を評価する。 (各業務3項目以上提案。給食業務については、標準的な献立及び経費の内訳を提示するほか、補食・延食・個別対応食、NST活動へのサポート体制や嚥下調整食・行事食・出産祝い膳等の対応、新食種提案時の対応体制等の工夫を提示すること。)	30	
		医薬品、診療材料の調達業務について、価格の低廉化を実現するための方法	・現在の調達価格を踏まえた取り組み方針や考え方を評価する。 ・購入価格の水準を適時客観的に評価し、価格の低廉化を実現するための仕組みについての提案を評価する。	20	
		物品管理・物流業務について、材料・薬品の効率的な在庫管理の方法	・欠品の防止のための定数管理の方法、デッドストックの低減方策などについての提案を評価する。	20	
	(3) その他の提案	その他、業務面での提案	・質の高いサービスを確保しつつ、効率的な病院運営を行うための業務面での提案等(上記審査項目以外)を評価する。	20	20
4 経営支援	経営改善・業務改善への貢献	具体的な経営支援の方法	・病院の経営改善に資する支援計画や他病院等での実績を評価する。	20	20
5 地域貢献	地域経済に及ぼす効果	市内企業の活用	・協力企業や協力企業からの個別発注先・調達先、利便サービス業務の選定業者等において市内企業(徳島市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者)の活用を積極的に評価する。	30	80
		地元雇用	・地元の人材活用を積極的に評価する。	20	
		地元調達	・薬品・診療材料の調達をはじめ、地産地消促進の観点から、給食食材への地場産品の活用や地元業者からの調達についての提案を積極的に評価する。	30	
合計				500点	

[評点基準]	A : 大変評価できる( Bのうち、特に優れた提案 )	: 配点 × 1 . 0
	B : 評価できる( Cの水準を上回り、かつ実現性、実効性が見込まれる具体的な提案がある )	: 配点 × 0 . 8
	C : ある程度評価できる( 仕様書に基づき円滑に業務運営を行える具体的な提案がある )	: 配点 × 0 . 5
	D : あまり評価できない( 考え方は理解できるが、提案の具体性、実効性に乏しい )	: 配点 × 0 . 2
	E : 評価できない( 具体性、実効性のある提案がない、あるいは考え方に疑問がある )	: 配点 × 0 . 0